

函館市恩給条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第 7 号

函館市恩給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 函館市恩給条例（昭和 2 8 年函館市条例第 2 8 号）
- (2) 昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する条例（昭和 2 8 年函館市条例第 6 号）
- (3) 昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例（昭和 3 1 年函館市条例第 3 4 号）
- (4) 昭和 3 5 年 3 月 3 1 日以前及び同年 4 月 1 日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例（昭和 4 2 年函館市条例第 1 4 号）
- (5) 平成元年 4 月分から同年 7 月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する条例（平成 2 年函館市条例第 1 号）
- (6) 函館市職員退職給与条例（昭和 2 9 年函館市条例第 2 2 号）
- (7) 函館市教職員恩給条例（昭和 2 8 年函館市条例第 4 1 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。